

犬山市勤労青少年ホームの利活用に関する
サウンディング型市場調査

実施要領

犬山市教育委員会
文化推進課

令和8年8月

～ 目 次 ～

1	調査名称		1
2	調査の目的		1
3	調査内容		1
4	調査の対象		2
5	スケジュール		2
6	サウンディングの実施方法		3
7	担当連絡先		4
8	各種資料		5

1 調査名称

犬山市勤労青少年ホームの利活用に関するサウンディング型市場調査

2 調査の目的

1974年（昭和49年）に働く青少年のための無料施設として開設された犬山市勤労青少年ホームは、長年、各種講座やグループ活動等のための施設として、親しまれてきましたが、社会情勢の変化等に伴い、現在では利用者の約8割を60代以上が占めるなど高齢化が著しく、若年層の利用が少ないという状況です。

また、施設は築52年と老朽化が進んでおり、修繕を重ねながら維持管理を行っています。

こうした背景のもと、民間事業者との対話を通じて市場性や利活用の可能性を把握するためサウンディング調査を実施します。

なお、本調査は提案の事業を実施することを決定したものではなく、今後の検討資料とするために実施するものです。

本調査では、次の提案を幅広く対象とします。

○サウンディングにより幅広く求める内容

A：勤労青少年ホームとして、民間活力により魅力向上・運営改善を図る案

B：既存建物を利用し、別用途として利活用（用途転換・複合化等）をする案

※B案の実現には条例改正等の手続を要する場合があります。

3 調査内容

（1）前提条件

- ①事業者自らが事業実施主体となることを想定した提案を基本とします（グループ会社、関連会社を含む共同提案も可）。
- ②既存建物の活用を前提に検討してください（建替え・解体を前提とする提案は、本調査では「参考意見」として取り扱う場合があります）。
- ③市の新たな財政支出増を前提としない提案を基本とします。ただし、事業成立に必要な条件整理として、市の役割や負担が論点となる場合は「論点」として提示してください（詳細な見積りは不要）。

（2）本調査で伺いたい事項

提出や説明は、概要レベルで構いません。以下の5項目を中心にお話を伺います。

- ①提案コンセプト（誰が、何のために利用する施設にするのか、地域との関係等）
- ②活用イメージ（使い方・部屋構成の考え方、運営の考え方）
- ③事業方式の希望（例：指定管理、スモールコンセッション等。理由も簡潔に）
- ④成立に必要な条件・課題（最低限必要な契約期間、改修負担の考え方、関係法令等、クリアすべき手続きなど）

⑤概算の事業感（収益確保の考え方、採算の見立てを“言葉”で提示。詳細収支は不要）
※「詳細な収支計画」、「詳細人員体制」、「工事費の精緻な見積り」、「図面・パース提出」は本調査では必須としません。

※建築基準法等の法令に適合した計画としてください。

（３）事業期間

事業期間の目安は、最長１０年程度を想定していますが、収益施設の事業性や持続性を確保するための必要な事業期間をご提案ください。

（４）その他

利活用に必要な建物の改修や修繕等の経費は事業者にご負担していただくことを想定していますが、事業展開上、市と費用分担が必要な内容があれば提案してください。

４ 調査の対象

（１）対象施設

犬山市勤労青少年ホーム全体を対象とします。

※施設内の全ての部屋を、利用可能な部屋とします。

（２）施設概要

参考資料の８～１２ページをご確認ください（市が提示する概要資料・平面図等）。

５ スケジュール

調査は、以下のスケジュールで実施します。

内 容	日 程
実施要領の公表	令和８年 ８月２４日（月）
質問の受付	令和８年 ８月２４日（月）～ ９月１４日（月）
質問に対する回答の公表（順次）	令和８年 ９月２５日（金）頃まで
サウンディング参加申込み受付	令和８年 ８月２４日（月）～１０月９日（金）
説明資料の提出（Ｅメール又は郵送）	ヒアリング実施日の５日前まで
サウンディング（ヒアリング）の実施	令和８年１０月１９日（月）～１０月２２日（木）
実施結果（概要）の公表	令和８年１１月下旬頃

※現地確認（任意）の希望がある場合は、令和８年８月２４日（月）から令和８年９月１４日（月）までの期間（土日祝を除く）の範囲で調整します。

6 サウンディングの実施方法

(1) 参加対象

施設の改修・維持管理・運営等を事業として担う可能性のある法人又は法人のグループ。

(2) 提出書類

①様式1：質問シート（任意）

※サウンディング参加にあたり、質問がある場合は、質問事項を記載し、Eメール（件名【質問シート送付】）にてご提出ください。

②様式2：エントリーシート

③説明資料（企画書・会社案内等）

※説明資料は、A4片面印刷で1～3枚程度（またはスライド6枚程度）の概要で構いません。

※ヒアリング実施日の5日前までにご提出ください。

提出方法：Eメール（件名【ヒアリング資料の提出】）

なお、提出の際は本市の受信可能容量（6MB）を超えないようにご注意ください。

また、紙媒体での提出も可とします。

(3) 申込方法

①提出方法 Eメール（件名【エントリーシート送付】）

②受付期間 令和8年10月9日（金）午後4時まで

③参加人数 1グループ5名以内

※犬山市暴力団排除条例（平成24年12月28日犬山市条例第34号）に該当する者は参加できません。

(4) ヒアリング実施日時・場所

事務局が日程調整のうえEメールで連絡

①場 所 犬山市役所内 2階 206会議室

②実施期間 令和8年10月19日（月）～10月22日（木）

③所要時間 30分～1時間程度

④持 ち 物 提案内容を説明できる書類、画像、動画等（パソコン、プロジェクター等をご持参いただいても構いません）

⑤そ の 他 当日は、参加事業者のアイディア・ノウハウの保護のため個別に行います。
ヒアリングで使用する事前に提出した説明資料の他に、追加資料がある場合は、追加提出分として4部ご持参ください。

(5) 実施結果（概要）の公表

犬山市ホームページで提案内容の概要の公表を予定しています。

①参加事業者名は公表しません。

②公表内容は、提案者のノウハウ保護に配慮し、必要に応じて事前に確認します。

(6) 留意事項

①参加に要する費用は、参加者負担とします。

②提出資料は、返却しません。

③本調査は、事業化や公募の実施をお約束するものではありません。

④必要に応じて、別途追加の調査等を行う場合もありますので、その際にご協力をお願いします。

7 担当連絡先

本調査についてご不明な点がある場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

愛知県 犬山市教育委員会 教育部 文化推進課 生涯学習担当 星野、高橋

◆所在地 〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36 犬山市役所本庁舎3階

T E L : 0568-44-0352 ・ F A X : 0568-44-0372 ・ E-mail : 070300@city.inuyama.lg.jp

◆開庁時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時まで

8 各種資料

◆ 利用者アンケート結果

勤労青少年ホーム利用者アンケート調査結果まとめ【抜粋】

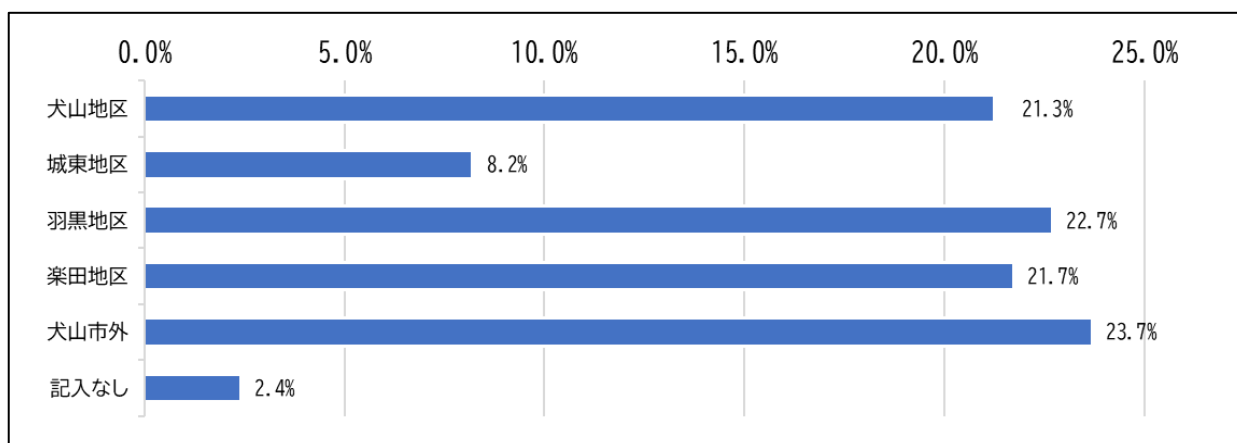
母集団	アンケート設置期間内に勤労青少年ホームを利用した者
調査方法	会場配布・会場回収
実施期間	令和5年8月1日(火)から8月18日(金)まで(18日間)
回答数	207件

問1 あなたについて教えてください。

①お住まいの地域

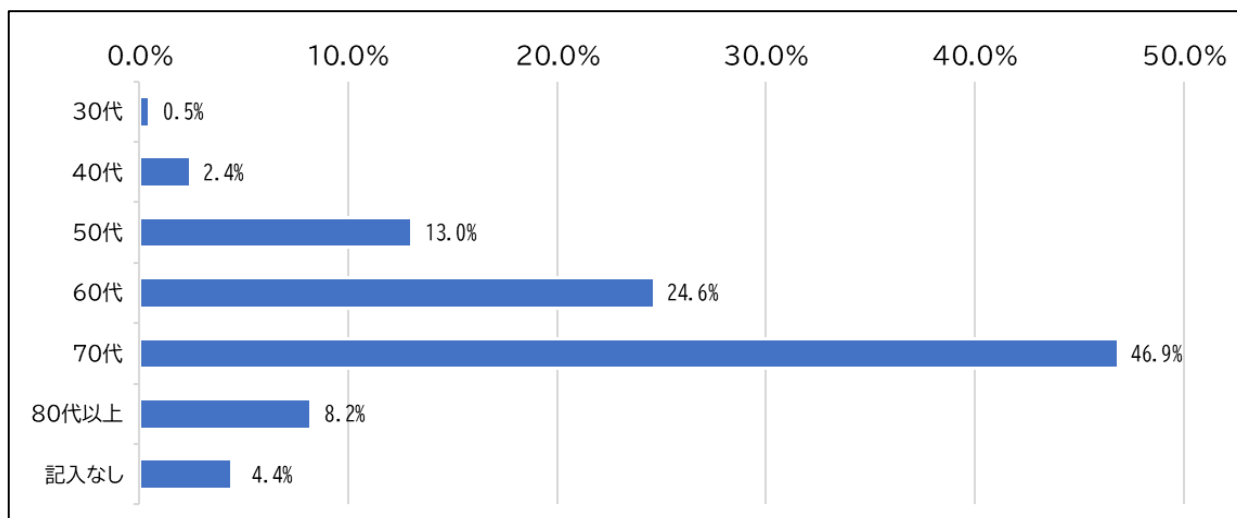
○犬山市の全地区の市民が利用している。

○犬山市外の利用者は、ICT講習会の受講者が多い。(49人中33人)



③年齢

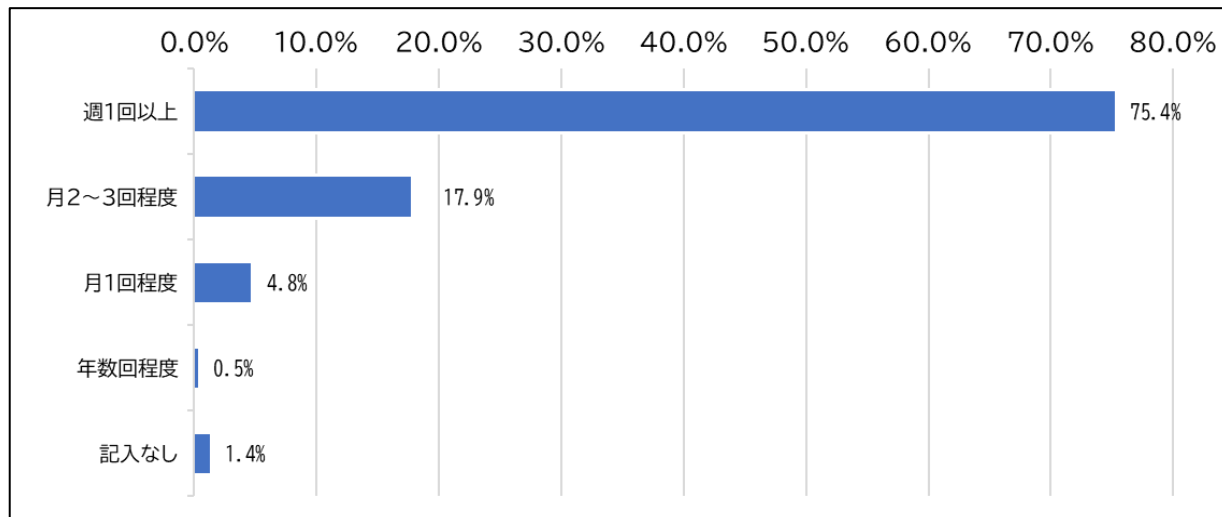
○60代(24.6%)、70代(46.9%)と回答した割合が合わせて約7割と高くなっている。



問2 どのような目的で勤労青少年ホームを利用されていますか？

②利用頻度は？

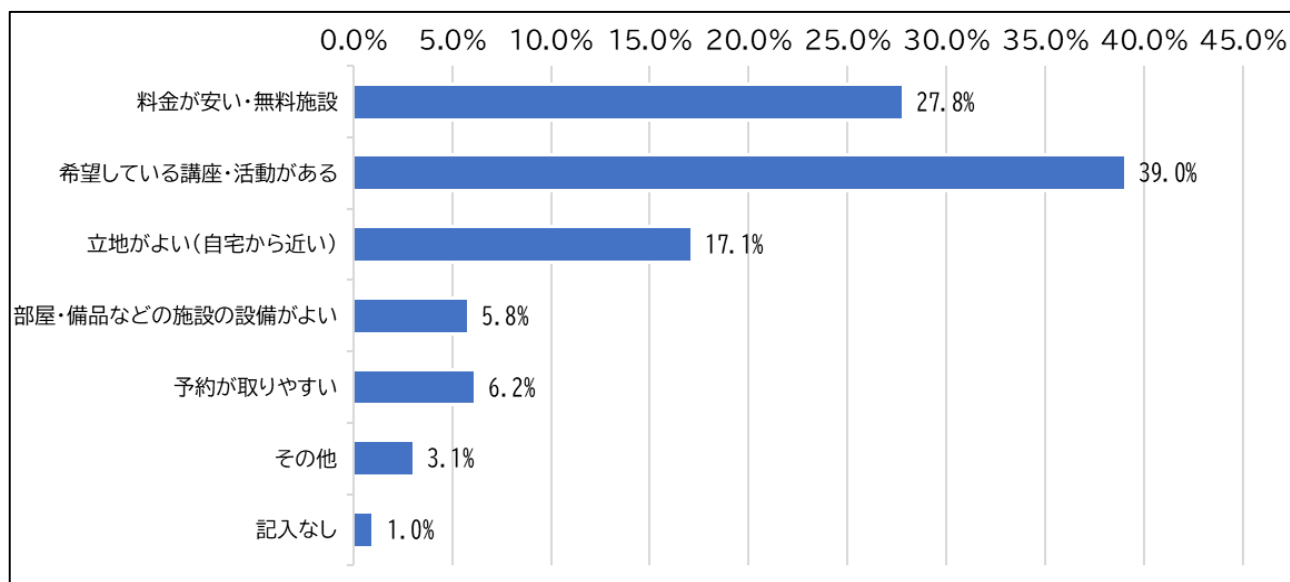
○週1回以上の利用者(156人)が、約75%と高い割合である。



問3 施設を利用するために重視するのは何ですか？

○ICT講習の受講者124人中106人(85%)が希望している講座があると回答している。

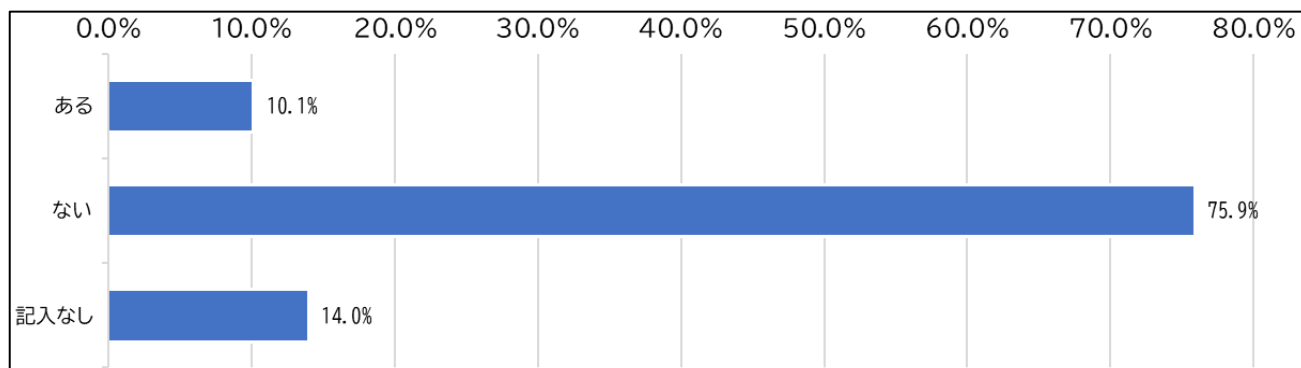
○軽運動場利用者64人中54人(84%)が料金が安い・無料施設と回答している。



問4 勤労青少年ホームの利用について、他の施設で代替できる施設はありますか？

○157人(75.9%)の利用者が『ない』と回答している。

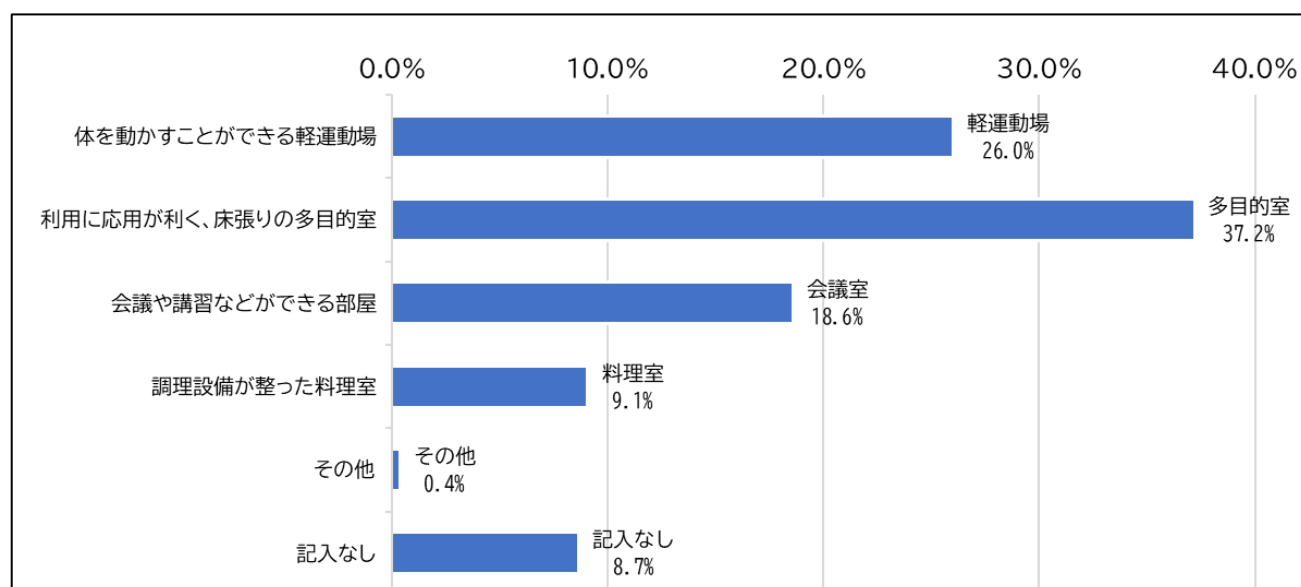
○約1割(21人)の利用者が『ある』と回答しており、代替施設として『フロイデ』(11人)、『南部公民館』(7人)を挙げている。



問6 料理室を改修した場合、どのような利用が望ましいと思いますか？

○『多目的室』90人(37.2%)、『軽運動場』63人(26.0%)、『会議室』45人(18.6%)の順に高くなっている。

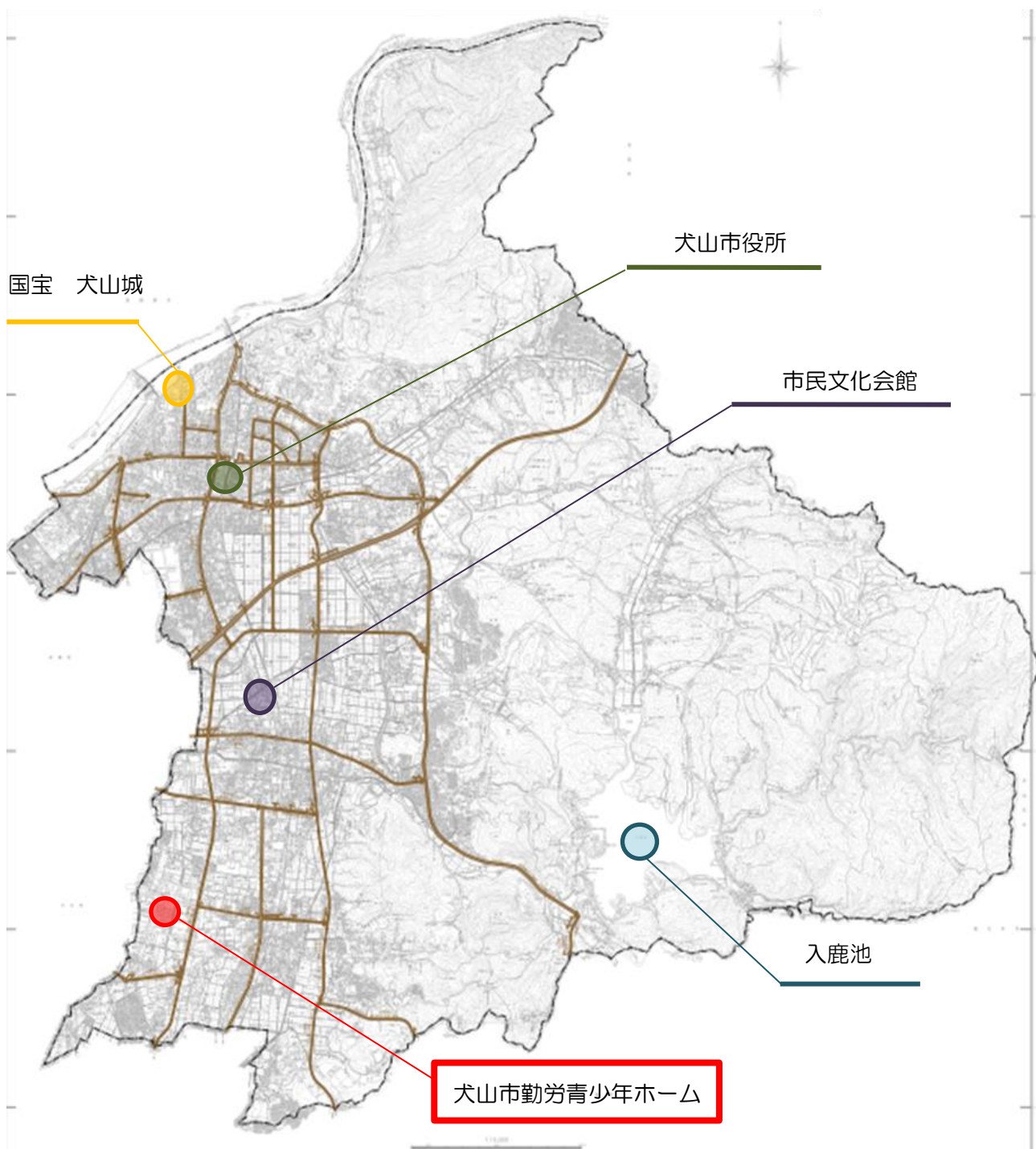
○料理室の希望者(22人)で約10%の割合である。



◆対象施設の概要

事項	犬山市勤労青少年ホーム						
所在地 (敷地)	犬山市大字羽黒新田字上堅箴 1-1 外 3 (字上堅箴 1-1、1-7、字一本檜 1-4、字椿東 1-9)						
施設概要	・昭和49年5月1日 開設 ・鉄筋コンクリート造 3階建 ・主な部屋 1階 軽運動場 112.50㎡ 2階 ICT講習室 1 42.00㎡、ICT講習室 2 54.00㎡ 3階 和室 42.00㎡ (畳・板縁部分)、会議室 54.00㎡ ・特定非営利活動法人犬山市スポーツ協会に施設管理業務を委託 (1階事務室使用) ・2階のICT講習室は、特定非営利法人いぬやまe-コミュニティーネットワークがICT講習会のため使用						
面積	【土地面積】 2,641.63㎡ 【建物面積】 延べ面積： 777.19㎡ 1階面積： 396.47㎡ 2階面積： 190.36㎡ 3階面積： 190.36㎡						
改修関係	・平成26年度 耐震改修工事 ・令和4年度 トイレ洋式化改修工事 ・令和7年度 LED化工事						
利用料金	無料 (貸出室としては、軽運動場・和室・会議室)						
設置根拠 (目的)	『勤労青少年福祉法』の第15条第2項に、「地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならない。」と規定され、犬山市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例にて施設を設置した。						
都市計画	市街化区域						
用途地域	工業専用地域						
防火指定	第22条						
景観計画	市街地地域 (市街地ゾーン)						
建蔽率	60%						
容積率	200%						
高さ制限	なし						
自然公園法	なし						
埋蔵文化財	なし						
河川法	なし						
インフラ	電気・水道・下水						
近隣施設	体育センター、弓道場、山の田公園野球場、山の田公園テニスコート						
年間コスト	令和7年度実績 電気：682,803円 水道：35,099円 下水：24,672円 ガス：24,112円						
利用状況 (3年分)		計	軽運動場	ICT講習室 1・2	和室	会議室	その他
	令和5年度	17,516人	7,253人	6,245人	1,261人	2,528人	229人
	令和6年度	17,838人	8,116人	5,669人	1,265人	2,577人	211人
	令和7年度	17,282人	7,740人	5,192人	1,470人	2,660人	220人

◆ 位置図



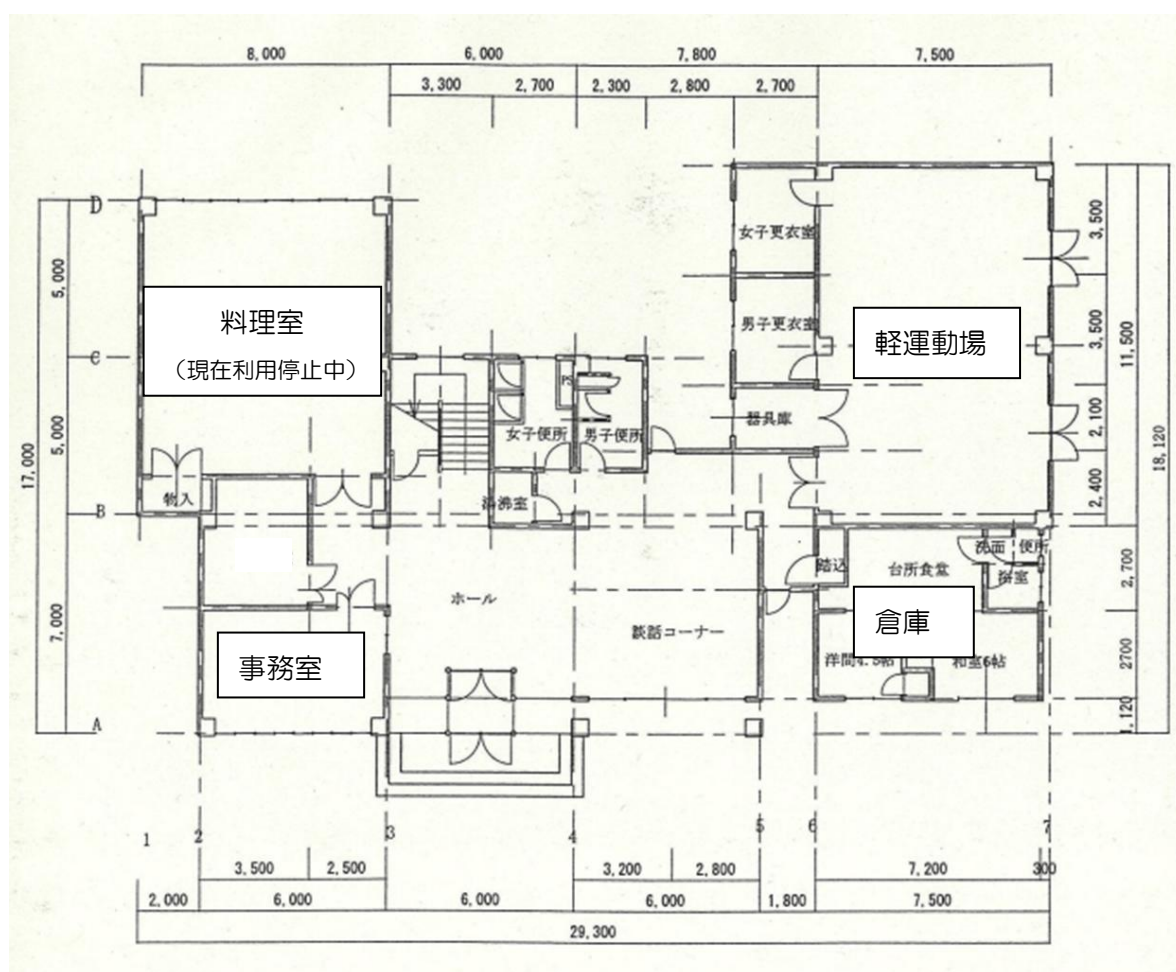
◆ 犬山市勤労青少年ホーム全体図



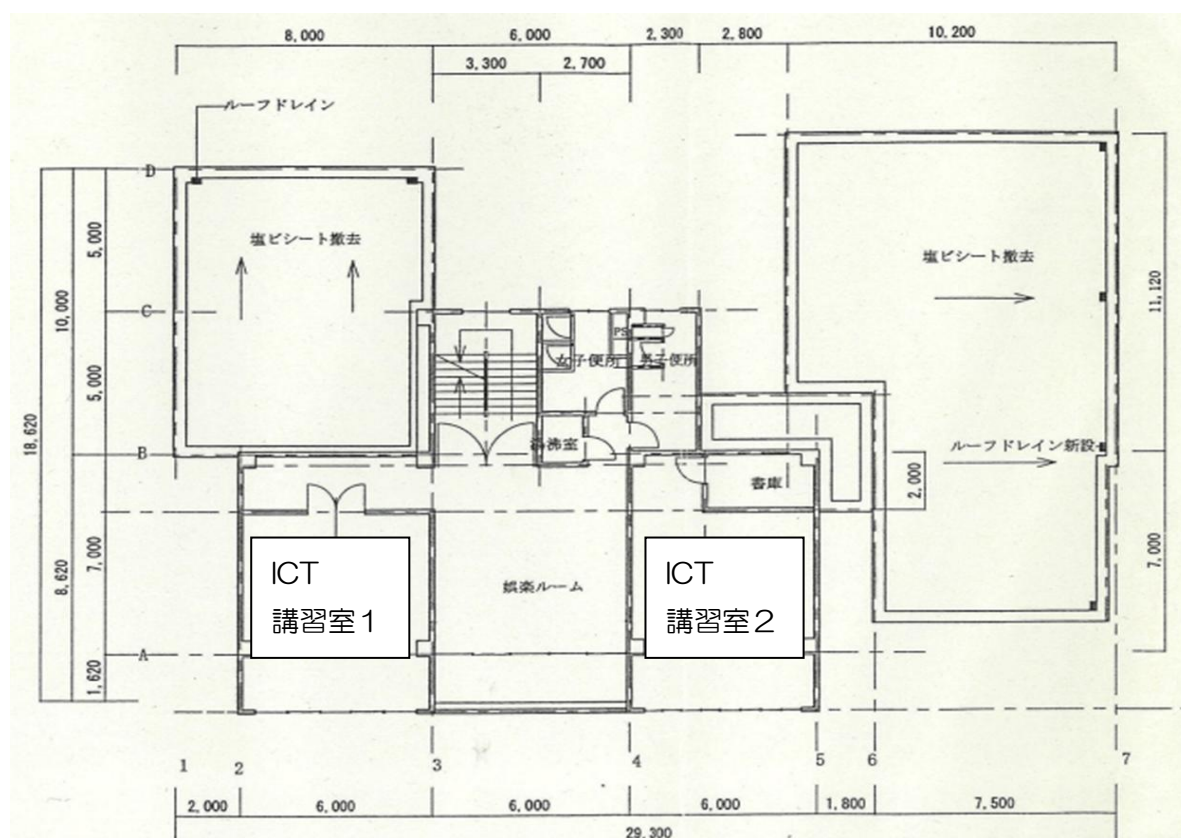
◆ 犬山市勤労青少年ホーム区分図



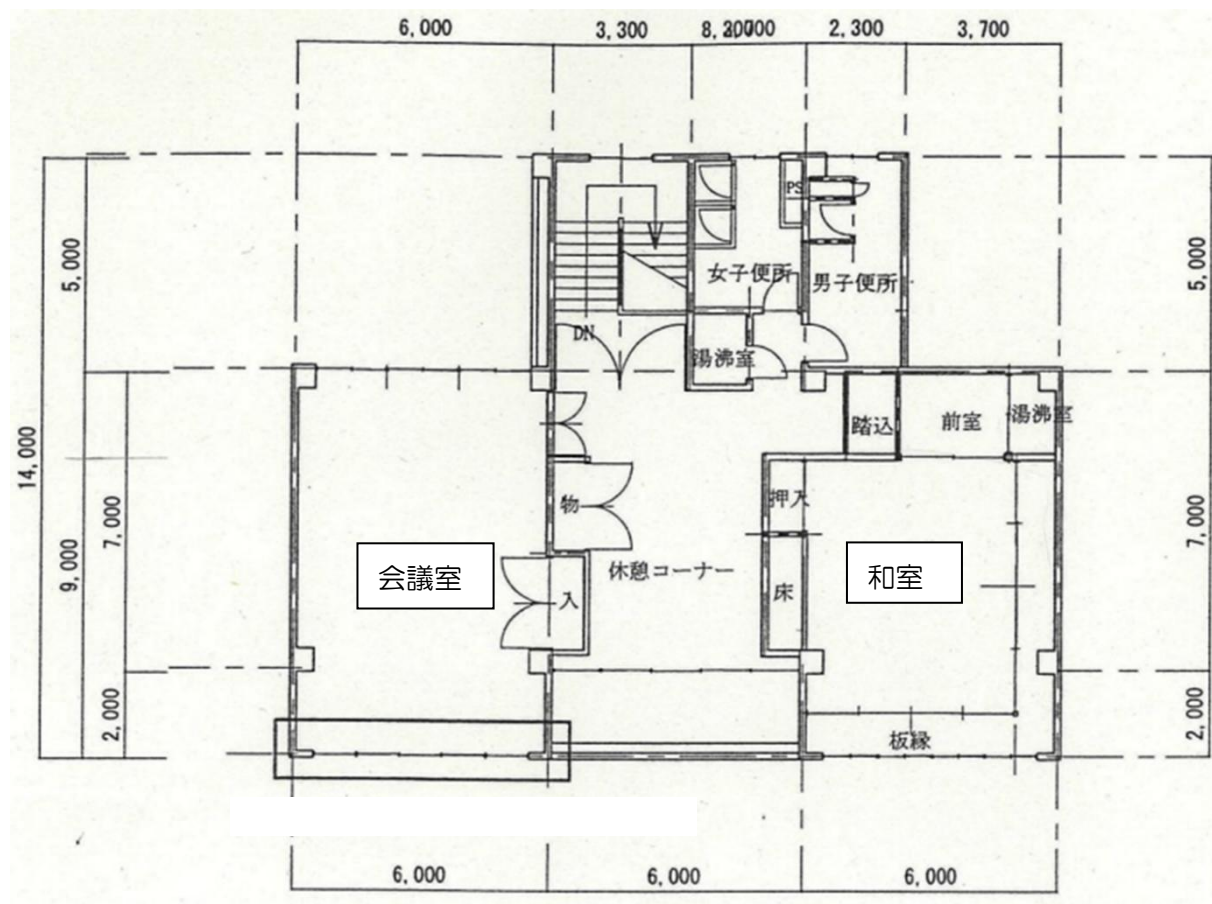
◆ 勤労青少年ホーム 1階平面図



◆ 勤労青少年ホーム 2階平面図



◆ 勤労青少年ホーム 3階平面図



◆ 勤労青少年ホーム前景写真



◆対象施設の設置管理条例

○犬山市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例

昭和 48 年 10 月 6 日条例第 30 号

改正

平成 17 年 12 月 28 日条例第 33 号

犬山市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、犬山市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 勤労青少年の健全育成と福祉の増進をはかるため、ホームを犬山市大字羽黒新田字上堅箴 1 番地 1 に置く。

(職員)

第 3 条 ホームにホーム長その他必要な職員を置く。

(業務)

第 4 条 ホームはその目的達成のため、おおむね次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 勤労青少年のいこい又は集会のための施設及び設備の貸与に関すること。
- (2) 勤労青少年のための各種講座等の開設及びグループ活動の推進に関すること。
- (3) 勤労青少年の生活相談等に関すること。
- (4) その他勤労青少年の福祉増進に必要と認められる業務に関すること。

(施設の利用)

第5条 ホームを利用することができるものは、市内在住者及び市内事業所に勤務する勤労青少年で、利用申請をし登録された者とする。ただし、教育委員会が特に認めた者はこの限りでない。

(利用者の義務)

第6条 利用者は、ホームの利用に際し、この条例及びこの条例に基づく規則を守り施設の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(利用の取消し及び中止命令)

第7条 利用者が前条の規定に違反したときは、その利用を取消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

第8条 利用者が故意又は過失によってホーム又はその附属設備を破損又は、滅失したときはその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときはその限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、ホームの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第33号抄）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の規定による施設の利用許可を受けている者は、改正後の規定による施設の利用許可を受けた者とみなす。